

原子爆弾被爆者に対する介護手当について

介護手当とは

被爆者が原子爆弾の傷害作用の影響による精神上または身体上の障害により介護を受けているとき、以下の支給要件を満たしている場合に支給される手当です。

介護手当には費用介護手当と家族介護手当の2種類があります。いずれか一方の支給となり、併給することは出来ません。

1 支給要件

(費用介護手当…費用を支出して介護を受けた場合)

①介護を受けた場所

自宅で介護を受けた場合が対象です。医療機関に入院時（医師が特別に必要と認めた場合は除く）や社会福祉施設等で介護を受けた場合は対象になりません。

②介護に従事する者

ホームヘルパー、家政婦、友人、知人、親族等、費用の支払いを受けている者であること。ただし、配偶者及び同一世帯に属するもの（同居しているもの）が介護を行った場合は、通常、支払い関係がないものとみなされますので、支給対象とはなりません。

③費用の範囲

介護を行った者に対して支払った賃金・日当・謝金・交通費等の実費

④原子爆弾の傷害作用の影響による精神上または身体上の障害の範囲

身体障害者手帳の1級から3級に該当する程度の障害

(家族介護手当…費用を支出しないで介護を受けた場合)

①介護を受けた場所

費用介護手当と同じです。

②介護に従事する者

配偶者や同居している家族等、費用の支払いを受けていない者であること。

③原子爆弾の傷害作用の影響による精神上または身体上の障害の範囲

身体障害者手帳の1級と2級の一部に該当する程度の障害

2 申請方法

被爆者の居住地を管轄する保健所に各手当に必要な書類を提出。千葉県で審査を行い、支給要件を満たしている方に介護手当を支給します。

【申請書類】

- ・介護手当支給申請書
- ・診断書（介護手当用）
- ・介護申立書
- ・領収書（費用介護手当の場合。介護を受けた日数及び支出した費用の額を証した書類）
- ・介護手当継続支給申請書（家族介護手当の場合）

※費用介護手当受給者は、初回の申請で支給決定すれば、翌月以降は費用を支払った月ごとに申請することになります。翌月以降は診断書・介護申立書の添付は省略できます。

※家族介護手当受給者は、初回の申請で介護手当継続支給申請書を提出することで、支給決定後、直近の5月までは申請しなくても手当を継続受給できます。

※申請書の記載事項に変更があったとき（施設・医療機関への入所・入院などで在宅介護を受けなくなったり、重度障害に該当しなくなった場合）は必ず届け出てください。手当支給要件に該当しなくなっていたことが後日判明した場合には、手当を返還していただくこととなりますのでご注意ください。